

【翻訳】第67章 児童虐待予防対策および養子縁組改革法

——米国合衆国連邦法 第42条 公衆衛生と福祉——

Chapter 67 Child Abuse Prevention and Treatment and Adoption Reform Act
of 1978, U.S. Code Title 42 The Public Health and Welfare

上野善子 國廣敏文*

キーワード：米国合衆国連邦法、児童虐待予防対策法（CAPTA）、養子縁組改革、第67章第42条

はじめに

本稿は、米国合衆国連邦法である児童虐待予防対策および養子縁組改革についての翻訳である。米国では1978年、当法の最高執行責任者であるモンデル上院議員により、児童虐待予防対策法（Child Abuse Prevention and Treatment Act; CAPTA, Public Law [PL] 93-247）を制定した。本法は、親が子どもの取り扱いを誤った場合に、*parens patriae*（パレンス・パトリエ；国親主義）の概念に基礎をおいて介入することができる（上野 2012, 56-57）。その後、当時の社会状況や政策に応じて、本法は複数回に渡り修正と改正を行っているが、本稿で取り上げる Child Abuse Prevention and Treatment Act and Adoption Reform of 1978 は、米国で行われていた里親制度について、当時の子どもの社会的養護のあり方の反省から、パーマネンシー・プランニングについて規定した連邦法である。

【目次】第67章：児童虐待防止・処置ならびに 養子縁組改革

第I条項：全体プログラム

- 5101節：児童虐待およびネグレクト事務局
- 5102節：児童虐待およびネグレクト問題諮問委員会
- 5103節：廃止
- 5104節：児童虐待情報のための国立情報センター
- 5105節：調査と援助活動
- 5106節：実験的プログラムとプロジェクトのための、公共機関と民間の非営利組織（NPO）条項への補助金
- 5101a節：児童虐待とネグレクト防止および処置プログラムのための諸州への補助金
- 5103節a-1：廃止
- 5106節b：廃止
- 5106c節：児童虐待とネグレクト事例の調査と起訴に関するプログラムのための州への補助金
- 5106d節：援助に関する多面的要件
- 5106e節：児童虐待とネグレクト・プログラムの調整
- 5106f節：報告書
- 5106f-1節：任意報告制度に関する報告書
- 5106g節：定義
- 5106h節：予算の認可
- 5106i節：解釈の規則

- 5107節：自由裁量プログラム；予算の認可
- 第II条項：養子縁組の機会
- 5111節：議会の所見と目的の宣言
- 5112節：廃止
- 5113節：情報とサービス
- 5114節：無許可または無制限の養子縁組の調査と報告
- 5115節：歳出の許可
- 5115節a：廃止
- 第III条項：地域社会を基盤とする家族のための資源と支援補助金
- 5116節：目的と権限
- 5116a節：適格性
- 5116b節：補助金総額
- 5116c節：既存の補助金
- 5116d節：申請
- 5116e節：ローカル・プログラムの要件
- 5116f節：遂行手段
- 5116g節：地域に基盤を置く家族資源プログラムのための全国的ネットワーク
- 5116h節：定義
- 5116i節：予算の認可
- 第IV条項：障害を持つ子どものための一時預かりと危機的状況にある子どものための託児所
- 5117-5117d節：廃止

* 立命館大学名誉教授

第V条項：ホームレス家族の子どもまたはホームレスになる危険性のある家族の子どものための保護サービス

5117-5117d節：廃止

第VI項：児童虐待犯罪情報と身元調査

5119節：児童虐待犯罪情報の報告

5119a節：身元調査

5119b節：児童虐待犯罪情報の改善のための資金提供

5119c節：定義

5101節：児童虐待およびネグレクト事務局

(a) 設立——保健福祉省長官は、児童虐待とネグレクトに関する事務局を設立する。

(b) 目的

本節の小節(a)のもとに置かれる事務局の目的は、この条項と本章の条項IIIの職務と活動を実行し調整することにある。かかる役割と活動が、保健福祉省内の別組織または諸組織によって遂行される場合には、長官は、かかる職務と活動が、必要とされる専門知識を備え、完全に調整された方法において確実に遂行させる。その方法には、児童虐待とネグレクト行動に関わる全ての機関との定期的かつ各局内・部局間の協議が含まれる。

5102節：児童虐待およびネグレクト問題諮問委員会

(a) 設置

長官は、長官および、児童虐待とネグレクトに関連した特定の問題を担当する議会委員会に勧告を行う諮問委員会を設置する。

(b) 任命要請

長官は、本節の小節(a)の下に置かれる諮問委員会の委員の任命要請を、連邦官報に公表する。

(c) 構成

本節の小節(a)の下に委員会を設置するに当たって、長官は、児童虐待およびネグレクト防止、介入、処置または調査の点で、個々の知識を有する一般国民を委員として任命する。そしてその際に、少数民族ないしは人種的少数派、および多様な地域特性、それらを代表する人々に配慮する。

- (1) 法律（司法部〔裁判官〕を含む）；
- (2) 心理学（子どもの発達を含む）；
- (3) 社会福祉事業（児童保護サービス（child protective services；児童福祉司）を含む）；
- (4) 薬学（小児科を含む）；
- (5) 国と地方政府；
- (6) 障害者へのサービス提供組織；
- (7) 若者（adolescents）へのサービス提供組織；
- (8) 教師；
- (9) 親の自助組織；
- (10) 親のグループ；
- (11) ヴォランティア・グループ；
- (12) 家族の権利グループ；および、
- (13) 子どもたちの権利を擁護する人たち

(d) 欠員

委員会の委員に空きが出た場合、最初の指名と同じ方法において補充される。

(e) 役員を選挙

委員会は、その最初の会議で委員会の委員の中から議長と副議長を選ぶ。

(f) 義務

本節の小節(a)の下にある委員会の設立の後1年以内に、委員会は、長官と議会のしかるべき委員会に、報告ないし中間報告を行う。それは、以下を含む。

(1) 連邦、州、地方の児童虐待およびネグレクト予防活動と、家庭内暴力防止に関し、連邦、州、地方レベル行われている類似の活動を調整することの勧告。

(2) 子どもを危険な状態に置く虐待ないしはネグレクトの合法的事例を確認・立証する能力を強化する一方で、児童虐待またはネグレクトの、根拠がないか証拠立てられない報告数を減らすために、連邦および州の法律において必要とされる特定の修正。

(3) 子どもの保護と児童福祉に関して整理された国家データ収集を促進するための修正勧告。

5104節：児童虐待情報のための国立情報センター

(a) 設立

長官は、省を通して、あるいは競争を通じて少なくとも3年間の一つないしそれ以上の契約によって、児童虐待に関する国立情報センターを設立する。

(b) 役割

長官は、本節の小節(a)によって設立される情報センターを通して——

- (1) 児童虐待とネグレクトの、防止、評価、識別に関して、成功の見通しのある全てのプログラム（個人的なプログラムを含む）に関する情報の保有、整理、普及、
- (2) 以下に関する情報の保有と普及——
 - (A) 米国における児童虐待およびネグレクトの発生状況〔率〕。
 - (B) 1988の児童虐待防止、養子縁組、家族支援法の105節(a)(1)に基づき、長官が決定した住民内でのかかる事例の発生状況の確定；
 - (C) アルコールまたは薬物濫用に関連する事例についての発生状況。

利用可能な資源の調整

(1) 概要

本節の小節(a)で要請されている国家情報センターを設立するに当たり、長官は、以下のことを行う——

(A) 類似した情報センターを運営する他の連邦機関との協議。

(B) 児童虐待およびネグレクト、ならびに、情報収集とかかる情報センター運営のための構成要素の発展に関連して、かかる情報を他の連邦機関と情報センターで共有するための仕組みに関係する各機関の長との協議。

(C) (米国) 連邦データ・システムの開発。そこには、本節の小節(b)のもとにある領域が含まれており、実行可能な範囲で、既存の連邦国家、州、地域および地方の児童福祉データ・システムが調整される。そのシステムは以下のものを含む——

- (i) 誤った報告、根拠のない報告、立証できない報告、立証済みの報告に関する統一的データ、および
- (ii) 児童虐待とネグレクトが原因となった死者数に関する情報。

(D) 全国的データ収集と分析プログラムを通して、そして、州と地方のしかるべき諸機関とこの分野の専門家たちが協議することによって、州の児童虐待とネグレクトについて報告情報を、収集・編纂・活用できるようにする。かかる情報は、実際的には、普遍的であるし、特定の事例でのこともあるし、長官が集めた別の

事例に基づく里子養育や養子縁組データと結合する必要がある。

(E) 本タイトル [42] の5105節(a) [1] のもとで実行される調査の概要の編集、分析、公表。そして、

(F) そうした情報センターの構成要素についてのパブリック・コメントの請求。

(2) 守秘性必要条件

パラグラフ(1)(D)を実行する際に、長官は、事例の特定のデータに関する記録の守秘性を保存するために、確実に方法を確立し遂行する。

下記に記した参照事項を参照

5105節：調査と援助活動

(a) 調査

(1) 題目

長官は、他の連邦機関とこの分野の著名な専門家と協議しつつ、学際的な調査プログラムを継続して実行する。このプログラムは、虐待やネグレクトから子どもをうまく保護し、虐待されたりネグレクトされた子どもたちの幸福を促進するために必要な情報を提供するように設計されている。少なくとも、かかる調査の一部には、最初に始められた分野が含まれる。そうした調査は、以下の点に焦点を当てることになる——

(A) 児童虐待とネグレクトの性格と範囲。

(B) 原因、防止、評価、識別、処置、文化的・社会経済的の区別、および児童虐待とネグレクトの帰結。

(C) 児童虐待の場合に関する、適切で、効果的で、文化的な配慮がなされている調査で、行政的・法的な手順。

(D) 児童虐待とネグレクトの全国的発生率、以下を含む——

(i) 数とひどさの点での、児童虐待事件の増減ほどの程度か。

(ii) 立証された児童虐待事件、立証されなかった児童虐待事件の報告に基づく発生率。

(iii) 児童虐待またはネグレクトと法的に裁定を受け立証されたケース、ならびに、関連する刑事裁判所の有罪判決の数。

(iv) どの程度、児童虐待またはネグレクトの、立証されず、根拠もなく、虚偽の報告事例数があるか。それは、州が、児童虐待またはネグレクトの深刻なケースにも効果的に対応できないこと [を明らかにすること] に役立っている。

(v) 児童虐待が疑わしい場合に法的に求められる、相当な材料不足と個人のトレーニングの不足とが、児童虐待とネグレクトの深刻な場合に州が効果的に対応できなかったこと [を明らかにすること] に役立っている。それはどの程度か。

(vi) 子どもは代替のケアを受け、そうした措置を持続する裁定を受けた、立証できない、虚偽の、根拠のない報告の数。

(vii) 立証できない報告が児童虐待およびネグレクトの、より深刻な事例として、どの程度発生しているのか。

(viii) 代替措置を採っている、身体的虐待、性的虐待、精神的虐待、および身体的・精神的ネグレクトの発生率と流行率。および、

(ix) 離婚、監護権の脈絡の中で報告されている虐待申し立て、ないしは、他の家庭裁判所家族での訴訟、および、この訴訟原因発生地と児童養護保護サービス・システムの間での相互作用、の発生率と帰結。

(2) 優先順位

(A) 長官は、パラグラフ(1)を実行する目的で、補助金を支給するか、契約を結ぶために調査の優先順位を設ける。

(B) サブパラグラフ(A)を要請する調査優先順位を設ける際に、長官は、以下のようにする——

(i) パブリック・コメントのために、提案された優先順位を官報で公表する。

(ii) かくして提案をされた優先順位についてのパブリック・コメントに、少なくとも60日を当てる。

(b) 専門的協力の提供

(1) 概括

長官は、身体障害者組織と子どもを抱えて働く障害者を含めた、州ならびに地方の公的・非営利的な私的機関と組織に専門的協力を提供する。それは、防止、評価、識別と児童虐待とネグレクトの処置に関して、計画、改善、展開、プログラムと活動を進めるに際して、そのような機関と組織を支援することを目的とする。

(2) 評価

かかる専門的協力は、評価ないしは識別を含むことができる——

(A) 児童虐待と性的虐待事件の調査、評価、起訴についての、多様な方法と手続き。

(B) 犠牲者の子どもたちの心因性外傷を緩和する方法。および、

(C) 本項ならびに本章Ⅲ項のもとで、州が実行する効果的プログラム。

(3) 普及

長官は、州ならびにローカル・レベルで入手可能な多様なトレーニング資源に関連する情報を提供し、普及することができる。——

(A) 児童虐待とネグレクトの、防止、識別、処置に参加しているか、参加するつもりのある個人、および、

(B) 州ならびに地方の公務員を、法執行訓練、法的教育、裁判上の教育、医学教育、精神的健康教育の援助に当たらせる。そして、児童福祉スタッフを、虐待を受けた子どもたちが調査・行政・裁判上の訴訟を受けている間、しかるべき方法で彼らとの交流に当たらせる。

(c) 補助金支給、ないしは契約を結ぶ権限

(1) 概要

本節のもとでの長官の職務は、直接に、あるいは補助金または契約を通して、実行される。

(2) 期間

本節に基づく補助金は、5年以内の期間に行われる。

(3) 長期の研究の採択

本節の小節(a)に基づき調査を行う目的で補助金を支給するに際して、長官は長期プロジェクトの活用を特別に考慮する。

(d) 補助金のための同じ分野の学者による審査

(1) 審査過程の設立

(A) 長官は、この分野の専門家と他の連邦諸機関との協議によって、公式かつ厳格で、業績に基

づく同じ分野の学者による審査方法を確立する。その目的は、本節に基づく補助金活用の評価と検討、かかる援助を要請するプロジェクトの相対的な長所の決定にある。

- (B) サブパラグラフ(A)の要請するプロセスを確立するに当たって、長官は、同じ分野の学者による審査団に、評価される申請に関して、しかるべき専門知識をもち、児童虐待とネグレクト分野、あるいは関連する研究分野の専門家だけを任命する。彼らは、児童や家族に関する官庁の官僚や職員であってはならない。審査団は、本節に基づく補助金と契約の申請の迅速な審査を行う必要性に応じて開かれるが、年に一回以上は開かれる。長官は、同じ分野の学者による審査団が審査委員会のために科学的に妥当な審査基準と得点ガイドラインを活用することを確保する。

(2) 援助申請の審査

いかなる補助金申請をも審査するという、パラグラフ(1)(A)に基づいて設立された同分野の学者による審査団は、以下のことを行う。

- (A) かかる申請に記された各プロジェクトの長所を決定し、評価すること。

(B) 他の全部の申請に関して、かかる申請をランク付けること。それは、かかる申請において記されており、財政的援助を願っているプロジェクト全体の相対的な長所に応じて、当該会計年度の同一の優先順位分野で審査する。

- (C) プロジェクトの申請が承認されるか否かに関して、長官に勧告を行うこと。

長官は、比較審査に基づいて、本節に基づく補助金を与える。

(3) 承認の通知

- (A) 長官は、パラグラフ(1)(A)のに設置された同分野の学者による審査団が長所を持つと決定したプロジェクトの中から、本節に基づく補助金と契約を提供する。

(B) 長官は、(パラグラフ(2)(B)に基づいて決定されたような)かかる申請より上位にランク付けられる申請全部の承認をしなかった場合でも、あるプログラムの申請承認には、承認された申請についても、業績が優れた審査中の各申請で承認されなかった申請についても、詳細な理由説明を、パラグラフ(2)(B)のリストに基づいて添付する。

5106節：実験的プログラムとプロジェクトのための、公共機関と民間の非営利組織〔NPO〕への補助金

(a) 実験的プログラムとプロジェクト

長官は、次の目的のために、期間限定の実験的プログラムとプロジェクトに関し、公共機関または民間の非営利機関〔PNG〕ないし非営利組織〔NGO〕に対し、補助金を支給したり、契約を結ぶことができる。

(1) 訓練プログラム

長官は、本節に基づく公共団体ないしは民間の非営利団体に補助金を授与することができる。

- (A) 家庭内暴力と児童虐待のつながりを含む、児童虐待やネグレクトの防止、識別、処置の分野に関わっているか、これから関わりたいと思っている、医学、法律、教育、社会福祉、および

関連分野の専門家や補助要員の訓練のための補助金。

- (B) 現行の補充・選抜・訓練プログラムと、全国的な普及と反復のためのモデル・プログラムの開発の共同分析を通して、児童虐待とネグレクトの防止のために公共団体、民間の非営利の児童・青年・家族サービス諸団体にボランティアとして働いている人たちの補充・選抜・訓練を促進するための補助金。および、

- (C) 児童虐待とネグレクトの分野で働いている専門家に、情報と訓練を提供する目的のセンターを設立するための補助金。

(2) 相互支援プログラム

長官は、彼らのコミュニティと協力して家族を強化する手段として、相互支援と自助プログラムの全国ネットワークを確立・維持するために、(例えば、「ペアレント・アノニマス」のような)民間の非営利団体に補助金を与えることができる。

(3) 他の革新的プログラムとプロジェクト

(A) 概要

長官は、児童虐待とネグレクトの報告に応える形で革新を示している公共機関や民間の非営利的機関に補助金を与えることができる。それには、順位決定システムの設立を準備するために、州の児童保護サービス機関、地域の社会福祉事業機関と、家族支援プログラム、学校、教会とシナゴーク〔ユダヤ教礼拝堂〕、および地域社会の他の機関との間の協力的連携プログラムが含まれる。そのシステムは――

- (i) かかる報告が集中的な介入を求めているのか、別の機関、プログラムまたはプロジェクトへの自発的な照会を求めているのかを決めるために受け取った報告を受け入れ、ふるいにかけ、評価する。

(ii) 直接的に、あるいは照会を通して、児童虐待とネグレクト防止の点で家族を支援するための、地域社会と結びついた様々なサービスを提供する。

(iii) 子どもたちの安全が危うくなっている場所への詳細な調査と集中的な干渉を行う。

(B) 親族によるケア

長官は、少なくとも10の州で、公共体や民間の非営利的団体に補助金を授与することができる。それによって、かかる団体が、成人の親戚を使って子どもたちにとって望ましい引越しをする手続きを開発したり、実行したりするのを支援する。そこは、かかる親戚が子どもに安全な子育て環境を与えることができると判断したところであり、かかる親戚が州の児童保護標準を満たしているところである。

- (C) 家庭訪問と交流に向けた安全で家族にやさしい身体的環境の促進

長官は、安全で家族にやさしい身体的環境を確立し運営することによって、かかる団体を支援するために補助金を与えることができる――

- (i) 子どもと虐待を行った両親との間の、裁判所命令の観察下にある家庭訪問への補助金。

(ii) 家庭内暴力を行った保護監督権の無い(noncustodian)両親の訪問に際して、子どもたちを安全に交換することを助けること。

- (b) 自由裁量の補助金

本節の小節(b)に基づいて設けられる補助金または契約に加え、本節に基づく補助金または契約は、以下のために使うことが出来る。

- (1) 就学前児童、小学校および中等学校と協力して、教育的識別、防止と処置のサービスを提供するプロジェクト。
- (2) 病院の指導と管理のもとにある地域に密着した組織によって提供される、一時中断と危機〔的時期の〕育成プログラム。
- (3) 地域に密着した組織によって提供される一時中断と危機育成プログラム。
 - (A) 病院からの情報と照会サービス提供——
 - (i) 身体障害児をもつ両親、および、
 - (ii) 虐待されるかネグレクトされた子どもたちと彼らの両親。
 - (B) サブパラグラフ(C)(iii)で提供される場合を除いて、このパラグラフの下で受け取られる補助金の下で提供されるサービスは関係する病院で提供される——
 - (i) 出生または身体に障害のある子どもの治療。
 - (ii) 虐待またはネグレクトのための子どもの治療。
 - (C) このパラグラフの下で受け取られる補助金は、受給者から適切であるとみなされるサービスは、病院で受けるものであるし、以下のものからなる——
 - (i) 利用できる地域サービス情報の両親への通知の提供。
 - (ii) 身体障害児もつ両親への適切な情報提供。それは、かかる親が子どもを世話するのを助けるための、地域社会における資源、とくに親の訓練資源に関する情報である。
 - (iii) 地域社会の資源、とくに親の訓練資源に関して、虐待またはネグレクトを受けてきた子どもの両親への適切な情報提供。それは、かかる親が子どもを世話するのを助け、虐待やネグレクトの可能性を減らすことになる。
 - (iv) 子どもの退院後、サブパラグラフ(B)に記述された子どもの両親に対する適切なサービスの継続的供給。
 - (v) そこでの必需品、サブパラグラフ(B)に記述された子どもの両親が利用できる地域サービスの調整の点での援助。受給者は、本サブパラグラフに記述されている親の関わりは自発的であることを保証する。
- (D) このパラグラフの目的のための、有資格受給者は、非営利的な救急医療病院であること。それは、
 - (i) 以下と結合している——
 - (I) 健康管理の提供者ないし組織。
 - (II) 児童福祉組織。
 - (III) 障害者組織。および、
 - (IV) 州の児童養護機関。
 - (ii) 長官が承認した本パラグラフに基づき、補助金申請の提出。
 - (iii) かかる補助金の下でサービスを提供する目的の病院での、オフィスの維持。
 - (iv) プロジェクトの実施に際し、サブパラグラフ(A)あるいは(B)に記述された人に関する医学的・社会的・個人的情報の守秘性は守られるが、プロジェクトの実施に関わる目的のためにサブパラグラフ(C)に記述された有資格者だ

けに開示される。長官は、以上のことを保証する。そして、

- (v) 補助金の期間と条件を実行することに対する法律責任の引き受け。
- (E) 本パラグラフの下で補助金を与える際に、長官は以下のようにする——
 - (i) 1つの補助金が都市部においてサービスを提供し、もう1つの補助金が地方部においてサービスを提供する場合、本パラグラフの下での2つの補助金についての本節に基づき優先順位与える。
 - (ii) 有資格受給者が、補助金の下で受け取られる額と、かかる受給者が利用可能な他の資金とを結合するよう促す。
- (4) 他の革新的なプログラムとプロジェクトであって、児童虐待とネグレクトの防止と処理事例の見通しを示すもので、長官が承認することのできるようなもの。
- (c) 評価

本節に基づく実験的プロジェクトに補助金を支給する際に、長官は、全てのかかるプロジェクトに対し、その効果を評価すること求める。かかる評価のための資金提供は、実験的補助金の定まったパーセンテージとして提供されるか、個別の実験プロジェクトまたはプロジェクト・グループを評価する目的で、長官によって導入される別々の補助金として提供されるか、のどちらかである。

5101a節：児童虐待とネグレクト防止および処置プログラムのための諸州への補助金

 - (a) 開発と運営補助金

長官は、諸州へ補助金を支給する。それは、本節に基づいて申請する各州の18歳以下の子ども数に基づいて、各州の児童保護サービス・システム改善を支援することを目的とする。そのシステムには以下のものが含まれる——

 - (1) 導入、評価、スクリーニング、および虐待とネグレクトについての報告の調査。
 - (2)(A) 学際的チームと調査を強化するための機関間協定の活用を創出し、改善すること。および、
 - (B) 法的準備と表示の改善。つぎのを含む——
 - (i) 訴えて、立証された虐待とネグレクト報告についての上诉と対応手続き。および、
 - (ii) 司法手続において子どもの代理人に任命される個人の指名準備。
 - (3) ケース管理と子どもたちと彼らの家族に提供されるサービスの交付。
 - (4) 危険と安全度評価ツールとプロトコルの改善による全般的な児童保護システムの強化。最終的処理と情報照会システムを通じて、そのプログラムをサポートし、最初から児童虐待とネグレクトの報告を追跡する自動システムの強化。
 - (5) 児童保護システムを通じて、トレーニング機会と、子どもたちと彼らの家族に対しての監督とサービスを提供する個人のための必要条件を、開発・強化・促進すること。
 - (6) 児童虐待ないしネグレクトを報告するための委任を受けた個人のために、トレーニング・プロトコルを開発・促進すること。
 - (7) 公的・私的部門における、児童虐待とネグレクト防止、処置、および、調査プログラムの開発・強化・支援をすること。

- (8) 開発、遂行、ないしは運営すること——
- (A) 情報と教育プログラム、または訓練計画。これらは、致命的な状況の障害をもった幼児に対するサービス提供を改善するために設計されたものである——
- (i) 専門職員および補助スタッフ。彼らは、致命的な状況の障害をもった幼児の福祉に関係しているが、そこには、児童保護サービス・プログラムと健康管理施設で雇用されるスタッフを含まれる。
- (ii) かかる幼児の親、そして、
- (B) 生命が危険な状況にある障害児の家族に必要なサービスを確保したり調整する際の支援プログラム——
- (i) 既存の社会的および健康サービス。
- (ii) 財政支援。および、
- (iii) 養子縁組のために手放されたような、かかる幼児の養子縁組のための移動を容易にするのに必要なサービス。あるいは、
- (9) 地域社会密着型プログラムの役割を高め強化すること。そのことによって、近隣レベルでの児童虐待とネグレクトを防止し処理するために、親と専門家間で共有された指導上の戦略を統合するのである。
- (b) 適格性必要条件
- (1) 州の計画
- (A) 概要
- 本節に基づいて補助金を受給する資格をもつために、州は、最初の補助金申請時とその後5年ごとに、長官に対して州の計画を準備し提出すること。この計画は本節の小節(a)に記述され、州が補助金として受けとった総額を当てようとしている児童保護サービス・システムの領域を特定するものである。
- (B) 追加的必要条件
- サブパラグラフ(A)の下で最初の補助金申請を提出した後、州は、児童虐待とネグレクトの防止に関するいかなる州法の実質的な変化についても、長官に報告すること。本節に基づいて、州の適格性に影響を及ぼすかもしれないため。
- (2) 調整
- パラグラフ(1)の下で提出される州計画は、実行可能な最大範囲に関して、児童福祉サービスと家族保護、家族支援に関わる社会保障法のタイトルIV (42の U.S.C. 620以下参照) に基づき、その州と調整すること。そして、同計画は、家族のサポート・サービスの部分Bの下で州の計画で調整されて州が本条項の目的を達成するための補助金に基づいて受け取る総額を使って遂行する予定の活動概略を含むこと——
- (A) 州が関わっており、州法の影響下にあるという州の経営最高責任者による証明書形の保証。あるいは、州が関わっており、以下のような児童虐待とネグレクトに関する州全体のプログラムとして機能しているという保証——
- (i) 児童虐待とネグレクトの事実と嫌疑についての報告準備ないし手続き。
- (ii) かかる報告につき、瞬時のスクリーニング、安全性評価と迅速な調査の手続き。
- (iii) 虐待かネグレクトを受けている子ども、および、虐待かネグレクトで危険な状態にあるかもしれない同様な扱いを受けている他の子どもたちの安全を確保し保護し、安全な環境におくための即応した手続き。
- (iv) 児童虐待ないしネグレクトの嫌疑と事実を正直に報告した個人に対する、州法や地方法に基づく訴追から免れるための準備。
- (v) 子どもの権利、そして子どもの両親や保護者の権利を保護するために、全て記録の守秘性を保持する方法。そこには、本条項と本章のⅢ項の目的のために作成・保存された報告や記録のみが利用できるようにすることを確保する必要条件が含まれる——
- (I) 報告の対象である個人
- (II) 連邦政府、州政府、あるいは地方政府、ないしは、かかる組織の職員は、子どもたちを虐待とネグレクトから保護するための法律のもとで、その責任を果たすために、かかる情報を必要としている。
- (III) 児童虐待〔問題対策〕市民再検討委員会
- (IV) 子どもたちの死の再検討委員会
- (V) 大陪審または裁判所。記録の中の情報は、裁判所または大陪審に先立って、問題の裁定のために必要であり、その認定に基づいて裁判が行われる。
- (VI) 正当な州の目的に従ってかかる情報を受け取るために、州によって法的に認められた諸個人からなる他の団体ないしは階層。
- (vi) 子ども死や近い死に状態となった、児童虐待ないしネグレクトの事例についての情報や認定の公開を許可するための準備。
- (vii) 州法の執行官、有能な司法裁判所、しかるべき州機関の協力によって、児童虐待ないしネグレクトについての、調査、評価、起訴と処置をおこなうことができる。
- (viii) 必要とされる準備、そして、一般大衆が入手しやすい、あるいは、雇用や(立証できないか、虚偽と判定された事例における)他の身元調査の目的のために使われる記録の迅速な削除を容易にする適切な手続き。本節のどこにおいても、州の児童保護サービス機関が、将来の危険性と安全性評価のために、立証できなかつた情報を事例ファイルに保管することを妨げるものではない。
- (ix) 準備と手続き。それは、司法手続に帰結するような、児童虐待されるかネグレクトされた子どもが関係するケースにおいては、かかる訴訟で子どもを代表する訴訟後見人(その人は特別な代弁者に任命される弁護士または裁判官(または両方とも)でありうる)を任命することを義務づけている——
- (I) 子ども状況と欲求の直接的で明確な理解を得ること。そして、
- (II) 子ども最善の利益に関わって、法廷に勧告をすること。
- (x) 小節(c)に従って市民再検討委員会の設立。
- (xi) 1996年10月3日以後2年間有効な、条項、手続き、そしてメカニズム——
- (I) 州法によって、放棄されているとの決定をうけたいかなる幼児の場合に、親権の迅速な終了のために。および、
- (II) 虐待ないしはネグレクトについての公的な認定に同意しない個人が、かかる認定について上訴することができることによって。

- (xii) 1996年10月3日以後2年間有効な、条項、手続き、そしてメカニズム。これらは、州が、法的権限区域で見つかった親と生存する子どもとを再会させることを要求しないことを保証する——
- (I) かかる親のもう一人の子どもを殺したこと（その犯罪が、アメリカ合衆国の特別海上か領土内で起こった場合、どちらがタイトル18の1111節(a)に基づく犯罪に当たる）。
- (II) かかる親のもう一人の子どもを故意に殺したこと（その犯罪が、アメリカ合衆国の特別海上か領土内で起こった場合、どちらがタイトル18の1112節(a)に基づく犯罪に当たる）。
- (III) かかる殺人ないしは故意の殺人を、手伝うか教唆するか、企てるか、企むか、勧めた。あるいは、
- (IV) 重罪の攻撃を行ったこと。その結果、生き残った子どもあるいはその親のもう一人の子どもに深刻な身体上の傷害を負わせたこと。および、
- (xiii) an assusoliciterance は、(xii)簡条に基づく準備、手続き、メカニズムの州による実施と、(xii)簡条に掲げられる重罪のどれか一つを犯したという確信とに基づいて、生き残っている子どもたちに関して有罪判決を受けた親の親権の終了の州法に基づく根拠をなす（親権の終了を求めるべきか否かの個別的な決定は、その州だけの判断の範囲内ではあるが）。
- (B) 州が医療上のネグレクト（生命が危険な状況にある障害児に、医師から指示された処置を行わない事例を含む）の報告に対応する形で適切な手続きを行う保証。手続きまたはプログラム、あるいは両者（州の子どもたちを保護するサービス・システムの範囲内で）の保証。それは以下のものを提供することを目的とする——
- (i) 適当な健康管理施設の傍および内部で、指名を受けた個人との調整と相談。
- (ii) 医療上のネグレクト（生命が危険な状況にある障害児に、医師から指示された処置を行わない事例を含む）の疑いの事例について、適当な健康管理施設の傍および内部で指名される個人による迅速な通知。および、
- (iii) 州法に基づいて、法的回復措置を追求するための、州の児童養護サービス・システムに関する権限。そこには、「生命が危険な」状態 [1] にある障害児に、医師が指示した処置を受けさせないことを防ぐ必要があるかもしれないので、管轄権のある裁判所で法的手続きを始める権限が含まれる。
- (C) 以下の記述——
- (i) 直接あるいは、児童虐待とネグレクトの発生防止を目的とする照会を通して、個人、家族またはコミュニティに対する補助金の下で提供されるサービス。
- (ii) 児童虐待とネグレクトの疑いのある事例を調査するために、ホットラインを提供したり、レポート取得、スクリーニング、評価、意思決定と照会をサポートする監督スタッフに対する補助金で提供されるトレーニング。および、
- (iii) 児童虐待とネグレクトの疑いのある事例を報告することを求められた個人への補助金で提供されるトレーニング。および、
- (D) 社会保障法（42の U.S.C. 620 以下参照）のタイトルIVのB部分の下で実行される、児童虐待とネグレクトに関するプログラムまたはプロジェクトが、パラグラフ(1)と本パラグラフにおいて述べられた必要条件を充たしているという保証または証明。
- (3) 制限
パラグラフ(2)(A)の(v)簡条と(w)簡条に関して、本節では、児童虐待あるいはネグレクトの疑いのある事例への不服申し立てや個人的レポートに関わる確認情報の開示を拒否する州の権能に、いかなる制限も設けていない。ただし、州は、裁判所がその報告書や不服申し立てに関わる州のカメラに収めてある記録を再審査し、報告者が故意に虚偽報告を行ったと信じるに足る理由があることが分かった後には、裁判所が開示命令を出した箇所の開示であっても、州は拒否できる、ということを除く。
- (4) 定義
この小節の目的のために——
- (A) 「近い死（‘near fatality’）」という用語は、ある医師が証明したように、深刻な、あるいは危篤の状態に子どもを置く行為を意味している。および、
- (B) 「深刻な身体的傷害」という用語は、実質的に死ぬ危険性、極度の身体的苦痛、長期的で明確な損傷キズ、あるいは、身体の一部、器官、ないしは知的・精神的能力の長期的損失ないし損傷を含む身体的傷害を意味する。
- (c) 市民再検討委員会
- (1) 設立
- (A) 概要
サブパラグラフ(B)に示した場合を除き、本節に基づいて支給される補助金に関して各州は、少なくとも3つの市民再検討委員会を設立する。
- (B) 例外
- (i) 最小限の補助金配分を受けている州での委員会の設立
本タイトルの5116b節(b)(1)(A)に基づき、一会計年度に175,000ドルの最小限補助金配分を受ける州は、少なくとも一つの市民再検討委員会を設立すること。
- (ii) 既存団体の指定
州は、子どもたち死を考える委員会や里子養育再検討委員会のような、州法あるいは連邦法に「基づいて設立された一つ以上の既存の団体を、本小節の目的の委員会として指名することができる。かかる団体がパラグラフ(4)の必要条件を満たす力を持っており、州がかかる必要条件を満たすことに納得するという条件で。
- (2) メンバーシップ
パラグラフ(1)に従って設立される各委員会は、かかる委員会が設立されるコミュニティを広く代表しているボランティア・メンバーから成る。そこには、児童虐待とネグレクトの防止と処置の専門家が含まれる。

- (3) 会議
 パラグラフ(1)に従って設立される各委員会は、3ヵ月に一度以上開かれる。
- (4) 役割
- (A) 概要
- (1) パラグラフに従って設立される各委員会は、州の機関と地方の機関の方針と手続き、そしてそこでの、しかるべき特定の事例とを検討することによって、児童養護に責任を持つ諸機関を効果的に廃止する範囲を評価する——
- (i) 本節の小節(b)に基づいた州の計画。
- (ii) 本節の小節(b)において述べられている子どもたちの保護標準。および、
- (iii) 委員会が子どもの保護を確実なものにするうえで重要である考える他の基準。以下のものを含む——
- (I) 州の児童養護サービス・システムと、社会保障法(42のU.S.C. 670以下を参照)のタイトルIVの部分Eの下で確立されている里子養育と養子縁組プログラムとの調整範囲の再検討。
- (II) (本節の小節(b)(4)で定めた)子どもの死と瀕死状態にある子どもの再調査。
- (B) 守秘性
- (i) 概要
 パラグラフ(1)の下で設立される委員会のメンバーとスタッフは——
- (I) 個人または官僚に対して、委員会が情報提供を受けた特定の児童養護事例に関する確認情報を開示しない。ならびに、
- (II) 州法規が認めていない他の公的情報も提供しない。
- (ii) 民事上の罰則
 パラグラフ(1)に従って委員会を設立する各州は、条項(i)の違反に対して民事上の罰則を設ける。
- (5) 州の援助
 パラグラフ(1)に従って委員会を設立する各々の州は、
- (A) その委員会に、以下の場合に情報を提供する。委員会が、パラグラフ(4)の下でその役割を果たすためにかかる情報が必要であるとして要望した場合。および、
- (B) その要望を受けて、委員会に、同委員会の義務遂行のための支援スタッフを提供する。
- (6) 報告書
 パラグラフ(1)の下で設立される各委員会は、毎年、委員会活動の概要を含む報告書を準備し、市民が利用できるようにする。
- (d) 州データの年次報告書
 本節の下で補助金を受ける各州は、可能な限り詳しく、以下の事柄を含むレポートを提供するために、毎年、長官と協力する。
- (1) その年に、虐待ないしはネグレクトとして州に報告があった子どもたちの数。
- (2) パラグラフ(1)に記述されている子どもたちの数の内で、かかる報告がなされた数——
- (A) 立証された数。
- (B) 立証できなかった数。
- (C) 嘘と裁定された数。
- (3) パラグラフ(2)で記述されている子どもたちの数の内——
- (A) 本節またはこれと同様の内容をもつ州の公式プログラムの下で資金供給される州プログラムのサービスを当該年度に受けなかった数。
- (B) 本節またはこれと同様の内容をもつ州の公式プログラムの下で資金供給される州プログラムのサービスを当該年度に受けた数。および、
- (C) 事例の処理によって、当該年度の家族から取り除かれた数。
- (4) 当該年度に州の防止サービスを受けた家族数。
- (5) 児童虐待ないしネグレクトが原因で死亡した当該年度の数。
- (6) パラグラフ(5)に記述されている子ども数の内、里子養育に出された子どもたちの数。
- (7) その前年の報告書領域で児童受け入れとスクリーニングに責任をもった児童養護サービスの従事者数。
- (8) 児童虐待またはネグレクトの報告に初回調査をはじめから、かかる各報告に関して機関が回答するまでの時間。
- (9) 虐待またはネグレクトの申し立てがなされた子どもたちと家族に対するサービス供給に関する応答時間。
- (10) 前年調査報告書の数に関連して、子どもたちの受入れ、評価と調査に責任をもっている児童養護サービス従事者の数。
- (11) 家族と再び一緒になるか家族保護サービスを受けた子どもたちの数。これらは、その後5年以内に、子どもの死を含む児童虐待とネグレクトとして報告で立証されたもの。
- (12) かかる子どもたちの利益を最も代弁しているとして裁判所が指名した個人が関わっている子どもたちの数と、かかる個人と子どもたちとの裁判所外での平均的接触回数。
- (e) 長官による年次報告
 本節の小節(d)に基づいて、州の報告書を受け取ってから6ヵ月以内に、長官は、かかる小節に基づく会計年度に諸州から提供された情報に基づいて報告書を準備し、児童虐待に関する情報のために、議会と国立情報センターが利用できる報告書とかかる情報を作成する。

[1] 原文通り。

5106c節：児童虐待とネグレクト事例の調査と起訴に関するプログラムのための州への補助金

(a) 州への補助金

長官は、司法長官との協議して、以下のことを向上させるために設計されたプログラムを開発・確立・機能させる際に、州を支援する目的で諸州に補助金を与える権限をもつ。

- (1) 被害者の子どもにそれ以上のトラウマ〔精神的外傷〕を与えないやり方での、児童虐待とネグレクトの事例、とくに子どもの性的虐待と搾取事例への対処。
- (2) 児童虐待ないしは死に結びつくようなネグレクトの疑いがある事例への対処。および、
- (3) 児童虐待とネグレクトの事例、とくに子どもの性的虐待と搾取事例の調査と起訴。

(b) 適格性の要件

州が本節に基づく援助をうけるためには、かかる州は、以下のことを行う。

- (1) 本タイトルの5106a(b)節 [1] の要件を充たす

- こと。
- (2) 本節の小節 c に示されている対策委員会を設立すること。
- (3) 本節の小節(d)の要件を充たすこと。
- (4) かかる時期に、長官に対して毎年利用目的を付託すること。そこには、長官が必要だと考えるような情報と保証を含むこと。その保証とは、州が以下のようにすることを含んでいる。
- (A) 合理的に必要なだと考えられるような報告を長官に提出すること。および、
- (B) 小節(a)および本節(b)に基づく活動に関する記録の保存と、それへのアクセスの提供をすること。および、
- (5) 本プログラムの基で受けた援助方法についての報告を、毎年、長官に付託すること。その際に、本節の小節(a)の(3)のパラグラフ(1)で記述されている分野を特記すること。
- (c) 州対策〔特別〕委員会
- (1) 一般的な規則
- パラグラフ(2)で提供される場合を除き、本節に基づく援助を要請する州は、子どもの裁判に関する州学際的対策委員会を設置しないしは任命し、維持すること（以後、「州対策委員会」と言う）。この委員会は、刑事裁判制度、子どもの身体的虐待問題、子どもへのネグレクト、子どもへの性的虐待搾取、死に結びつく子どもへの虐待に関する知識と経験を有する専門家から構成される。州対策委員会は、以下のものを含む。
- (A) 法執行組織を代表している個人。
- (B) 児童虐待とネグレクトに関わる民事・刑事裁判手続きの両方に関与している裁判官と弁護士（かかる事案の弁護側の関係者を含むこと）。
- (C) 子ども側の代弁者で、子どもの弁護士と、かかるプログラムが行われている場所で、裁判所が任命した特別代理人の両方を含む。
- (D) 健康とメンタルヘルスの専門家。
- (E) 児童養護サービス機関の代表者。
- (F) 身体障害児との作業経験を有する人。
- (G) 両親。および、
- (H) 親グループの代表。
- (2) 既存の対策委員会
- 長官によって決定されたように、1983年1月1日以後設置された州委任会ないし対策委員会は、それに相応しいメンバーと役割をもっており、本小節の目的のための州対策委員会とみなされる。
- (d) 州対策委員会での研究
- 州が本節に基づいて援助を受ける前に、そして、その後3年間隔で、州対策委員会は、以下のことを包括的に行う。
- (1) 児童虐待とネグレクト、とくに子どもへの性的虐待と搾取事例の、州による調査上・行政上、そして民事・刑事裁判の対処法を再検討・評価する。死に結びつくような児童虐待の疑いのある事例や、州間、連邦と州間、そして州と部族〔Tribal は tribunal = 裁判所の誤植か?〕間の管轄権の潜在的組み合わせを含む事例も同様に。
- (2) 本節の小節(e)において記述されている各カテゴリーの中で、政策作成とトレーニングの推薦を行う。対策委員会は、関連するか有益だと考えられるような、かかる他のコメントや推薦をすることができる。
- (e) 州の対策委員会推薦の採用
- (1) 一般規則
- 州は本節に基づく援助を受ける前に、パラグラフ(2)の規定を前提として州は以下の各カテゴリーの州対策委員会の推薦を採用する。
- (A) 犠牲になった子どもとその子どもの家族にそれ以上のトラウマを受けないようなやり方、そしてまた、被告〔被疑者〕に対し手続き的な公平さを保証するやり方で、児童虐待とネグレクト、特に子どもへの性的虐待と搾取の事例、同様に、死に結びつくような児童虐待の疑いのある事例や、州間、連邦と州間、そして州と部族〔Tribal は tribunal = 裁判所の誤植か?〕間の管轄権の潜在的組み合わせを含む事例の調査上・行政・裁判上の対処。
- (B) 裁判所指名の弁護士と子ども側の訴訟後見人の業務遂行能力の強化を含め、児童虐待とネグレクトの事例、とくに子どもへの性的虐待と搾取の事例に際して、民事・刑事裁判の手続きを迅速かつ成功裏にすため、法的・行政的活動の効果を高めるような、革新的アプローチや技術をめざす経験的なモデルと実例。しかも、被告〔被疑者〕に対して手続き的な公平さを保証するようなモデルと実例。および、
- (C) 一方で、影響の及ぶ全ての人に公正さを確保しつつ、子どもを虐待、とくに子どもの性的虐待と搾取から全面的に保護することを提供する目的での、州法、条例、規則、規約と手続きの改革。
- (2) 免除
- 長官によって決定されているように、ある州が、もしも以下のような場合には、本小節の要件を充たしていると考ええる。
- (A) その州が、州対策委員会の推薦の代替案を採用する。そして、州特別委員会の推薦が採用されない〔理由を述べている〕パラグラフ(1)の各カテゴリー内で、それは本節の目的を実行する。あるいは、
- (B) その州が、州対策委員会の推薦、または、かかる推薦に相当する代替案を採用することに向けて、実確実に前進している。
- (f) 利用可能な資金
- 本節に基づく補助金のために、長官は、本タイトルの10603a節によって認可された総額を使用する。

[1] 下記のテキストの註を参照。
5106d節：援助に関する多面的要件

- (a) 施設の建設
- (1) 資金の運用に対する規制
- 本章のこの条項と条項Ⅲに基づき提供される援助は、施設の建設のために使われてはならない。
- (2) リース、レンタル、または修理
- 長官は、本章のこの条項と条項Ⅲに基づいて受け取った資金の使途を許可することができる。――
- (A) 十分な施設が他に利用できない所で、施設のリースまたはレンタルのために使う。
- (B) 修理またはマイナーな改造のために、あるいは、既存の施設の改造。
- (b) 地域配分
- 長官は、本章の本条項と条項Ⅲに基づき、諸州の中で、国の地理的地域の中で、そして国の農村部と都市部の中で、援助の公正な分配を成し遂げるため

に作られた基準を確立する。長官は、可能な範囲で、各州の市民が本章の本条項と条項Ⅲに基づいて、少なくとも1プロジェクトへの援助を受け取ること確保する。

(c) 制限

本章の本条項と条項Ⅲで認可された補助金や契約に充てられるいかなる資金も、かかる資金の充当を許可されたもの以外の目的のために使うことはできない。

5106e節：児童虐待とネグレクト・プログラムの調整

長官は、本条項と、本章の条項Ⅲに基づき、児童虐待とネグレクトに関わるプログラムと連邦基金の援助を受けたかかるプログラム間での効果的調整の存在を保証するために必要ないしは適切であるような、規制を命令し、かかる配置を行う。

5106f節：報告書

(a) 調整運動

1988年4月25日から2年目〔1990年〕の3月1日以降、そして、その後2年ごとに、長官は、議会のしかるべき委員会に、2年間の努力についての報告を付託する。それは、児童虐待およびネグレクトに関わるプログラムと活動に責任をもつ機関と組織の目的と活動を調整する報告書の日付に先立つ2年間についてのものである。

(b) 州プログラムの効果

資金が本タイトルの10603a節に基づき義務づけられた最初の会計年度の後の2年目以降、長官は、議会のしかるべき委員会に、本タイトルの5106c節の目的を達成する際に支援を受けたプログラムの効果を評価する報告書を付託する。

5106f-1節：任意報告制度に関する報告書

1993年4月30日以降、および毎年、保険社会福祉省長官は、全国児童虐待とネグレクトセンターの所長を通して活動することで、議会のしかるべき委員会に対して、児童虐待とネグレクトの任意報告制度を実施する際に州を支援すべく採られる方策に関する報告書を付託する。かかる報告書は、州の開発した児童虐待・ネグレクト報告制度が、本タイトルの679節に基づく里子養育と養子縁組の自動通知制度と調整される範囲に関する情報を含む。

5106g節：定義

本条項の目的について――

- (1) 「子ども」という用語は、次のものに達成していない人を意味する。
 - (A) 18歳。あるいは、
 - (B) 性的虐待の場合を除いて、子どもが住んでいる州の児童保護法に明記された年齢。
- (2) 「児童虐待とネグレクト」という用語は、死、重大な身体的ないし感情的傷害、性的虐待ないしは搾取にいたるような、親や保護者の側の最近の行為ないし行為の失敗を、最低限意味する。あるいは、差し迫った重大な害の危険性を示すような行為ないしは行為の失敗を意味する。
- (3) 「長官」という用語は、保健福祉省長官を意味する。
- (4) 「性的虐待」という用語は、以下のものを含む――

- (A) 子どもに対して、性的行為の視覚的描写を生み出す目的で、性的に露骨な行為、ないしはかかる行為の模倣に参加することや、他の人物が参加するよう助けたりすることのために、雇用したり、使ったり、説得、勧誘したら、誘惑し

たり、強制すること。

- (B) レイプ、および、世話人ないしは家族同様の関係にある場合、法律上罰せられるレイプ、性的いたずら、売春、または別の形での子どもとの性的搾取、または子どもとの近親相姦。
- (5) 「州」という用語は、いくつかの州、コロンビア特別区、プエルトリコ共和国、ヴァージン諸島、グアム、アメリカのサモア、北マリアナ諸島の共和国、そして、太平洋信託統治諸島の信託統治領のうちの各々を意味する。
- (6) 「医者」の指示した処置を行わない」という用語は、(適切な栄養、水化物と投薬を含む) 処置を施すことにより、瀕死の状態の幼児への対応に失敗することを意味する。その処置とは、医者の、または医者の正当な医学的判断を実施するに際して、かかる状況全てを最も改善するか治すことに効果的でありそうなものである。ただし、この用語は、医者の、または医者の正当な医学的判断を実施するに際して、幼児への(適切な栄養、水化物、あるいは投薬以外の)〔以下のような場合の〕処置の提供に失敗することを含まない。
 - (A) 幼児が、慢性的かつ不可逆的な昏睡状態である場合。
 - (B) 処置の提供が、
 - (i) 単に延命に過ぎないとき。
 - (ii) 幼児の瀕死状態すべてを改善・治療する効果がないとき。
 - (iii) 他の方法は、幼児が生存する観点から見て効果がないとき。かかる状況下の処置自身が非人道的〔残酷〕であるとき。

5106h節：予算の認可

(a) 概要

(1) 一般的な認可

本条項を実行するために、1997会計年度に100,000,000ドルが当てられることが認められた。それは、1998から2001会計年度末まで毎年必要と思われる金額である。

(2) 自由裁量の活動

(A) 概要

パラグラフ(1)に基づく会計年度に当てられる総額のうち、長官は、本節に基づく自由裁量の活動に資金提供するために、かかる総額の30パーセントを利用できる。

(B) デモンストレーション・プロジェクト

サブパラグラフ(A)に基づく会計年度に利用できる総額のうち、長官は、本タイトル5106a節を実行するために、かかる総額の40パーセントだけを利用できる [1]。

(b) 会計年度制限のない資金の利用可能性

長官は、本条項での認可に従って充てられる資金が、定められた目的のために費やされるまで、継続して利用できることを保証とする。

[1] 原文はこうである。おそらく、「利用すべき」だろう。

5106i節：解釈の規則

(a) 概要

本章の本条項と条項Ⅲは、以下のように解釈できない――

- (1) 親や法律上の保護者が、自らの宗教的な信念に反する何らかの医療ないし処置を子どもたちに提供する連邦の要件を確立するものとして解釈する

こと。および、
 (2) 親ないし法律上の保護者が、自らの宗教的信念に従って、医療よりむしろ精神的な手段に全面的に、あるいは部分的に依拠している場合に、州が虐待またはネグレクトを見つけること要求したり、あるいは見つけさせないようにしたりするため、と解釈すること。

(b) 州の要件

本節の小節(a)にもかかわらず、州は、最低限、州の児童保護サービス制度によって一定の法律上の治療を行うことができるようするために、州法に基づく適切な権限を有する。そこには、正当な裁判権を有する裁判所での法的手続きを開始する権限、かかるケアないし処置が子どもに対する深刻な危害を防止し治療するのに必要な場合に、子どもに対して医学的なケアや処置を提供する権限、あるいは、生命を脅かされるような状況下に置かれている子どもに、医師の指示通りの医学的処置を行わないことを防止する権限が含まれる。

生命を脅かされるような状況下に置かれている障害児に、医師の指示通りの医学的処置を行わないことに関する場合を除いて、本小節の権限の行使に関わるケース・バイ・ケースの決定は、その州だけの判断範囲に属する。

5107節：自由裁量プログラム；予算の認可

(a)(1) 保健福祉省長官は、直接的にか、諸州ならびに公的・私的な非営利諸団体への補助金を通して、あるいは諸州ならびに公的・私的諸機関および他の諸機関や諸組織を通じてか、のどちらかの方法で、児童虐待防止ならびに対策、養子縁組改革、と関わって全国的意味をもつ諸活動に資金提供する権限をもつ。それらの諸活動には、児童虐待とネグレクトに関する情報を集め普及する全国センターの活動や、子どもたちの養子縁組を手助けするための全国的な養子縁組情報交換システムの活動が含まれる。

(2) 長官は、本小節の〔資金；訳者補足〕供給を行うに当たって、1982と1983会計年度それぞれに関し、本タイトルの5101(a)節に従って児童虐待とネグレクトに関する全国センターの継続的な活動に資金を供給する。

(3) 1982または1983会計年度に、長官が、本タイトルの5101(b)節に記述されている活動のいずれかを実行することを決めた場合には、長官は、児童虐待とネグレクトに関する全国センターを通して、かかる活動を実行する。

1982および1983会計年度それぞれに、本節の12,000,000ドルの執行を充当することが認められている。いかなる会計年度も、本小節に基づいて充当される総額のうち少なくとも2,000,000ドルは、1978年の児童虐待防止と対策ならびに養子縁組改正法（U.S.C. 42の5111以下参照）のタイトルIIの実行に活用できる。

第三条項：地域社会に基盤を置いた家族資源と支援プログラム

5116節：目的と権限

(a) 目的

本条項の目的は以下のとおりである。

(1) 地域社会に基盤を置き、防止に焦点を当てた家族の資源からなる、ネットワークを開発・運営・拡大・強化するための州の取り組みへの支援、そ

して、既存の教育、職業指導上の社会復帰、障害、レスパイト・ケア、健康、精神衛生、仕事準備〔への前向きな姿勢〕、自給自足、子どもと家族の発展、地域社会での活動、幸先の良いスタート、育児、児童虐待とネグレクト防止、少年審判、家庭内暴力防止と干渉、住宅提供、および州内の他の対人サービス組織などにおける諸資源を調整するプログラムの支援を目的とする。および、

(2) 児童虐待とネグレクトを防止し対応することに効果的であるために、様々な住民の理解、好意的評価、そして知識を育てることを目的とする。

(b) 権限

長官は、州によって先進的の団体があるものとしてデザインされた実体（これ以後、「先進的の団体」として本主節では言及する）に関して、正式に、本小節に基づいて補助金を与える。これは、以下の目的のために、本タイトルの5116a(1)に基づくものである。

(1) 地域に基盤を置き、防止に重点化された家族の資源、そして支援プログラムの州レベルの標準的ネットワークを、開発・運営・拡大・強化すること。これらは、――

(A) 家族を援助する。

(B) 両親に、早期で包括的な援助を提供する。

(C) とりわけ、若い両親や非常に小さな子どもを持つ両親の中での、育児技術の発展を促進する。

(D) 家族の安定性を増大させる。

(E) 地域社会の中での、他の公式・公式の資源への家族のアクセスと、利用可能な援助の機会を改善する。

(F) レスパイト・ケアと他のサービスを通じて、障害児をもつ家族の更なるニーズを支援する。および、

(G) ホームレスになる危険性を減少させる。

(2) 州と地域に基盤を置いた協同ならびに公私の協力関係の発展を通して、子どもと家族のための防止サービス連続体の発展を促進する。

(3) (レスパイトケア・サービス、児童虐待とネグレクト防止諸活動、障害者サービス、精神衛生サービス、住宅供給サービス、送迎、成人教育、家庭訪問、そして他の類似したサービスのよう)な特定の家族資源と支援プログラム・サービスの、幸先の良いスタート、継続、拡大、または再作成に資金を提供する。これらのサービスは、本タイトルの5116d節(3)に基づき、未充足のニーズとして要請された現行サービスの目録と記載によって確認されており、もし資金提供の水準とコミュニティの優先順位に資金が提供されるならば、実行可能な範囲で、地域社会に基盤を置いた家族資源と支援プログラムのネットワークに統合されるものである。

(4) 地域社会に基盤を置き、防止に重点化した家族資源と支援プログラムの州レベルでのネットワークを確立・運営、あるいは拡大するために、資金供給、計画化、地域社会の動員、協同、調査、情報と照会、幸先の良いスタート、訓練と専門的援助、情報管理、報告と評価コストのための資金提供を最大にする。および、

(5) 両親と子どもたちの健康で前向きな発達と児童虐待およびネグレクトの増大を防止する諸活動に

重点を置いた広報活動に資金を提供する。

5116a節：適格性

州は、以下の場合に、会計年度に関して、本条項に基づく補助金を受ける資格を有する。

- (1)(A) 州知事は、本条項の権限のもとで確認された目的に関する本条項に基づいて、資金を管理するために先進的団体を任命する。その目的には、地域社会に基盤を置き、防止に重点を置いた家族資源と支援プログラム、児童虐待およびネグレクト防止活動などからなる州レベルのネットワークの開発・実施・運営・強化ないしは拡大と、その州レベルのネットワークに統合された、レスパイト・ケアの利用が含まれている。
 - (B) かかる先進的団体は、訓練と専門的援助を、他の州や地域社会に基盤をもつ諸機関と協働できることが証明済みの、既存の公的・半公的、ないしは非営利の民間団体（それは、州法、行政命令、または他に記載されている州権限に従って設立されてこなかった団体であるかもしれない）である。そして、両親の重要な参加を保証するための受容力と強い責務を持っている。親たちは、消費者であり、かかる努力の望ましい成果を達成する際に、プログラムの計画・遂行・評価と申請機関の政策決定における指導性を提供できる。
 - (C) サブパラグラフ(A)に基づいて指名する団体を決める際に、州知事は、優先順位の考慮を平等に行わなくてはならない。州の信託基金報告委員会に対しても既存の団体に対しても。後者は、連邦・州・民間の資金を、児童虐待とネグレクト防止活動および家族資源プログラムに幅広い範囲で投資し、そして、地域社会からの参加者を含む学際的な公私の組織によって管理されている。および、
 - (D) 本条項（かかる条項が発効したのは、1996年10月3日なので）に基づいて基金管理する目的をもつ州の信託基金勧告委員会を指名してきた州の場合、そして、（サブパラグラフ(C)で記述されているような）連邦・州・民間の基金に投資する一つないしそれ以上の団体がある場合には、州知事は、サブパラグラフ(A)に基づいて指名を希望している全団体の能力と経験を完全に考慮した後にのみ、先進的団体を指名する。
- (2) 州知事は、先進的団体、以下のことを提供すること、あるいは、それに対して責任があることを保証する。
 - (A) 地域社会に基盤を置いた家族資源と支援プログラムのネットワーク。このネットワークは、ローカルで協同的で公私共同事業のから成っており、公私部門のメンバー、両親、公私の非営利的サービス供給者、そして、障害児をもつ家族と一緒に協力して働いた経験をもっている個人や組織など、バランスのとれた代表者を含む学際的な組織によって、指導されている。
 - (B) 公私部門メンバー、両親、および、民間の非営利分野のサービス提供者からのバランスのとれた代表者を含む、学際的で協同的な公私諸組織を通しての、そのネットワークへの指示。および、
 - (C) 確認された目標や目的、コミュニケーション

と説明責任の明確な見直しを通じての、そのネットワークに対する指導と監督。連邦、州、民間等の諸資源からの資金供給、ないしは、それらとの結合、集中的評価と計画化の供給、訓練と専門的な援助の供給、そして、報告と評価の役割。および、

- (3) 州知事は、先進的団体が以下のことを行うことを、保証する。――
 - (A) 地域社会に基盤を置いた家族資源と支援プログラムの州レベルでのネットワークの開発・運営・監督に親として参加することに対して、明確に関与すること。
 - (B) 地域に基盤を置き、防止に重点を置いた家族資源と支援プログラムの州レベルでのネットワークを通して、子どもと家族のための防止的で家族中心的な包括的サービス連結体を発展させるために、州と、地域に基盤を置いた公的組織と民間の非営利団体との協働できる能力の提示。
 - (C) 革新的で諸機関間の資金供給と学際的なサービス提供メカニズムを通して、地域に基盤を置き、防止に重点を置いた家族資源と支援プログラムの州レベルでのネットワークに、（財政面でもプログラム面でも）活動への支援と訓練および専門的協力を提供する能力をもつこと。および、
 - (D) 先進的団体の取り組みを、身体障害児を抱える家族と協力して働いた経験のある個人や組織と、ならびに州の児童虐待とネグレクト防止活動と結合すること。そして、それらの活動への財政的な関与を表明すること。

5116b節：補助金総額

(a) 留保

長官は、インディアン部族と部族組織ならびに移住プログラムに割り当てるために、一会計年度につき、本タイトルの5116節に基づいて充当される額の1パーセントを、留保する。

(b) 残りの総計

(1) 概要

長官は、一会計年度につき、本タイトルの5116節に基づいて充当される額を割り当てる。そして、本節の小節(a)に基づいて諸州間に留保した後に、以下のように継続する。

- (A) かくして充当される額の70パーセントは、以下のような額を各州に割り当てることで諸州間に配分される。すなわち、その州に住む18歳以下の子どもの数は、全州に住む18才以下の子どもの総数の一部を成している（いかなる州も、本サブパラグラフに基づいて175,000ドル以上を受け取っていない〔＝未滿を受けとっていない〕場合を除き）、かくして充当されるのと同じ比率で提供する。
- (B) かくして充当される額の30パーセントは、以下のような額を各州に割り当てることで諸州間に配分される。すなわち、前の会計年度に、民間、州、ないしは他の非連邦の諸資源から州に資金提供され、その州の先進的機関を通して管理された額が、前の会計年度に、民間、州、ないしは他の非連邦の諸資源から全州に資金提供され、全州の先進的機関を通して管理された総額の一部を成しているため、かくして充当されるのと同じ比率で提供する。

- (2) 付加的要件
長官は、その州の先進的団体に対し、パラグラフ(1)に基づいて配分額を提供する。
- (c) 配分
本節に基づいて州に割り当てられる資金は――
- (1) 3年間についてである。
 - (2) 本節の小節(a)で記述されるように、資金は、年間ベースで州に対し、〔社会福祉省〕長官によって提供される。
- 5116c節：既存の補助金
- (a) 概要
1996年の児童虐待予防および対策法修正条項にもかかわらず、本節の小節(b)において記述されているプログラムに基づいて、1996年10月3日に発効した補助金、契約、ないしは協力協定を有する州ないし団体は、かかる資金が、適用可能な補助金周期の末端を通して提供されるという元の用語に従って、かかるプログラムのもとで資金を受け取り続ける。
- (b) 記述されているプログラム
本小節において記述されているプログラムは、以下のものである。
- (1) 本タイトルの5116節に基づく、地域に基盤を置いた家族資源プログラム。かかる節が1996年10月3日以前の日に発効したことによる。
 - (2) スチュワート・B・マッキニー・ホームレス支援法のタイトルVIIの副題Fに基づく、家族支援センター・プログラム(42のU.S.C. 11481以下参照)。かかるタイトルが1996年10月3日以前の日に発効したことによる。
 - (3) 本タイトルの5106a-1節に基づく、非常時児童虐待防止サービス補助金プログラム。かかる節が1994年5月18日以前の日に発効したことによる。
 - (4) 身体障害児のための一時的な育児と1986年の危機保育所法に基づくプログラム。
- 5116d節：申請
補助金は、本条項に基づいて、州に与えられないことがある。ゆえに、仮に州が長官に対して申請をしない限り、および、かかる申請が本タイトルの5116a節の供給を行う際に不可欠であるとして長官が指定したタイプの情報を含まない限りにおいて。それらには、以下のものが含まれる。
- (1) 本条項に基づき提供される資金の管理と、地域に基盤を置き、防止に重点化した家族資源と支援プログラムの州レヴェルのネットワークを通じて資金提供されるプログラムの監督とに対して責任のある先進的団体についての記述。本タイトルの5116a節の要件に合致するもの。
 - (2) 地域に基盤を置き、防止に重点化した家族資源と支援プログラムが機能する方法の記述。本章の条項Iに基づいて統合理整されたプログラムによって資金提供を受けている組織を含め、公私の組織、非営利組織の提供する家族資源や支援サービスが、子どもと家族のために、家族中心で、全体論的で、防止的なサービスから成る発展的連続体に統合される方法の記述。
 - (3) 現在の家族の資源プログラム、レスパイトケア、児童虐待とネグレクト予防活動、および、州で機能している他の家族資源サービスについての一覧表、そして現在、未充足ニーズの記述が提供されるという保証。
 - (4) 地域に基盤を置き、予防に重点化した家族資源と支援プログラムの州ネットワークの開発・運営・拡大のための予算。それは、本条項に基づく諸活動のために、本条項に基づいて受け取った額(現物ではなく、現金で)の少なくとも20パーセントと等しい額を、非連邦基金に費やすことを確認するものである。
- (5) 本条項に基づいて受け取った資金が、地域に基盤を置き、防止に重点化した家族資源と支援プログラムの州レヴェルのネットワークのために指定される、州や地方の他の公的資金に取って代わるのではなくて、それを補足することの保証。
 - (6) その州が両親の重要な参加を確保できる能力を持っているという保証。両親は、消費者であり、かかる努力のために要求された結果を達成する際に、申請機関のプログラムと政策決定の計画化・実行・評価に指導性を提供できる。
 - (7) ネットワークの開発・拡大、ないしは強化の一部として、地域社会に基盤を置き、予防に重点化した個々の家族資源と支援プログラムを開発、あるいは選別し、そして資金提供するためにその団体が使用する基準についての記述。
 - (8) その団体と、地域社会に基盤を置き防止に重点化した家族資源と支援プログラムが、人種的・民族的少数派、障害をもつ子どもたちと大人、ホームレスの家族やホームレスになりそうな家族、および、サービスが十分でないか、あるいは十分な代表のいない他のグループのメンバーを最大限参加させるような、きめの細かい活動についての記述。
 - (9) 諸活動の開発・運営・拡大・強化を目的に、地域社会に基盤を置き防止に重点化した家族資源と支援プログラムに対して、運営上の支援、訓練、および専門的援助を提供するための計画。
 - (10) その申請団体の活動およびネットワークとそのメンバーの活動が評価される方法についての記述。
 - (11) 申請団体が、防止に重点化した家族資源と支援プログラムサービスを子どもたちと家族に対して提供することを促進するために、州の政策、実践、手順と規則の体系的変化を主張するためにとる行動についての記述。および、
 - (13) [1] その申請団体が、長官が要求する時、および、要求する内容を含んだ報告書を提供する保証。
- [1] 原文どおり。パラグラフ(2)では、規定されていなかった。
- 5116e節：ローカル・プログラムの要件
- (a) 概要
本条項に基づいて作られる補助金は、以下のような、地域社会に基盤を置き防止に重点化した家族資源と支援プログラムを開発・実施・運営・拡大・強化するために用いられる。
- (1) 両親と地方の公共機関、地方の非営利団体、および民間部門代表が関係する計画プロセスを通して、地域社会の利点とニーズを評価するプログラム。
 - (2) 子どもたちと家族、とりわけ、乳幼児を抱える若い両親や親に、予防的で家族中心のサービス連続体を継続的に提供するための戦略を開発するプログラム。
 - (3) プログラムは、以下のものを提供する。
 - (A) 中心となる家族の資源と支援サービス。例え

- ば、
- (i) 親教育、共同支援と自助、およびリーダーシップ・サービス。
 - (ii) 福祉活動。
 - (iii) 地域社会と社会的サービスの照会。および、
 - (iv) 補足的サービス。
- (B) 実行可能な範囲でレスパイト・ケア・サービスの全形態を含む、他の地方機関との契約ないしは協定を通して、提供ないしは調整されるべき他の中心的なサービス。および、
- (C) 任意のサービスの利用。以下のものを含む。
- (i) 子どもを養子にするか、あるいは子どもを手放すことに関心がある人のための、養子縁組サービスの照会とカウンセリング。
 - (ii) 育児、幼年期の成長と関与サービス。
 - (iii) 障害児を抱えた家族の追加的ニーズに対応したサービスの照会と支援。
 - (iv) 職業訓練サービスへの照会。
 - (v) マンツーマン教育、読み書きの能力トレーニング、および普通科教育資格サービスのそのような教育サービスへの照会。
 - (vi) 自給自足と生活管理技術のトレーニング。
 - (vii) 子どもたちの早めの発達上の選抜を含む、地域社会の照会サービス。および、
 - (viii) ピア・カウンセリング。
- (4) プログラムとサービスの開発・運営・評価・監視に、親が関わることの重要性に関して、指導的役割を展開する。
- (5) 必要とされる家族資源と支援プログラム・サービスの提供を支えるために、地方の公私の諸資源を動員する際に、リーダーシップを発揮する。および、
- (6) その他の地域社会に基盤を置き防止に重点化した家族資源と支援プログラム補助金によって、州レベルのネットワークの開発・運営・拡大に参加する。
- (b) 優先順位
- 本条項に基づき地方補助金を与える際には、先進的団体は、地域社会に基盤を置いた家族資源と支持プログラムを含めて、低所得地域に役立つ地域社会に基盤を置く効果的プログラムと、若い両親あるいは幼児を抱えた親に役立つプログラムとに優先順位を与える。
- 5116f節：遂行基準
- 本条項に基づいて補助金を受けている州は、長官に提供される報告書を通して、以下のことを行う。
- (1) 本条項の要件を充たす、地域社会に基盤を置き防止に重点化した家族資源と支援プログラムの、州レベルでのネットワークの効果的開発・運営・拡大を実証する。
 - (2) 家族に提供された地域プログラム・サービスの一覧表と記載を満たす。これらの・プログラムは、地域社会のニーズに合致しており、本タイトルの5116a節に描かれているような中心的サービスとオプションのサービスを含んでいる。
 - (3) 本タイトルの5116d(3)節で求められている現行サービスの一覧表と記載によって確認される未充足のニーズに対して、休息を取らせる新たなケアと他の特定の新たな家族資源サービス、および、既存のサービスの拡大の確立を実証する。
 - (4) 障害児を抱える家族を含めて、サービスを受け

- ている家族の数、および、地域社会に基盤を置き防止に重点化した家族資源と支援プログラムの、州レベルでのネットワークの立案・運営・評価への様々な家族の代表の参加、および、本条項に基づいて資金提供を受けた州レベルのネットワークの一部であるような、地域社会に基盤を置き防止に重点化した個々の家族資源と支援プログラムの立案・運営・評価への様々な家族の代表の参加を記述する。
- (5) 地域社会に基盤を置き防止に重点化した家族資源と支援プログラムのサービスを利用して家族の満足感が高いレベルであることを実証する。
 - (6) 州または地域社会レベルで、革新的な資金提供メカニズムの設立ないし維持を実証する。このメカニズムは、連邦、州、地方や民間の資金、および、地域社会に基盤を置き防止に重点化した家族資源と支援プログラムの、州レベルでのネットワークの開発・運営・拡大・強化を目的に、革新的で学際的なサービス提供メカニズムである。
 - (7) この州プログラムの下で実行されるピア・レビュー過程の結果を記述する。および、
 - (8) 地域社会に基盤を置き、[1] 予防に重点化したかかる家族資源と支援プログラムの進行中の計画化、実施および評価に、親が継続的にリーダーシップを発揮することを保証するための実行計画を実証する。「地域に基盤を置いた」。

[1] 原文どおり。

5116g節：地域に基盤を置く家族資源プログラムのための全国的ネットワーク

長官は、州内の先進的団体の諸活動を支援するための州の割当てに基づいて提供される額から、必要だと思われる金額を割り当てることができる。――

- (1) ピア・レビュー過程を創設し、運営し、維持するため。
- (2) 情報センターを創設し、運営し、維持するため。
- (3) 地域社会に基盤を置き防止に重点化した家族資源と支援プログラムの、州レベルでのネットワーク州全体のネットワークの運営から生じてくる、州のシステムを変える努力に関する毎年のシンポジウムに資金を供給するため。
- (4) 先進的諸団体間でコンピュータ化されたコミュニケーション・システムを創設し、運営し、維持するため。および、
- (5) 年2回の会議を通じ、州から州への専門的援助に資金提供するため。

5116h節：定義

本条項の目的について

- (1) 障害児
「障害児」という用語は、タイトル20の1401(a)節の(2)[1]、すなわち「1401(a)節(1)」で用語に与えられているのと同じ意味をもつ。
- (2) 地域社会照会サービス
「地域社会照会サービス」という用語は、レスパイト・ケア・サービス、健康と精神保健サービスを含んだ、必要情報、相互支援と地域社会資源、そして子どもの早期的な発達上の選別を含め、他の支援ラインや他の方法を通して、雇用可能性開発と職業訓練を得る際に、家族を支援するために、契約に基づいたり、または中間機関との協定を通して提供されるサービスを指す。

- (3) 家族資源と支援プログラム
「家族資源と支援プログラム」という用語は、地域に基盤を置き、防止に重点化した団体を意味する。その団体は、——
- (A) 直接的サービスを通して、本条項のもので求められている中心的サービスを提供する。以下のものを含む——
- (i) 親教育、支援とリーダーシップ・サービス。これらは、平等と尊敬に基づく親と専門家の関係によって特徴づけられるサービス、および、育児技術の獲得、子どもの発達についての学習、ならびに自分たちの子どもたちの態度への適切な対応をすることで親を援助するようデザインされたサービスを伴う。
- (ii) お互いに（例えば相互支援と親の自助グループを通して）資源として役に立つために、親の能力を高めるサービス。
- (iii) ヴォランティアな家庭訪問と他の方法によって提供されるきめ細かなサービス。この目的は、家族資源 [2] と支援プログラム活動に気がついたり、参加できるようにしたりする際に、親を支援することにある。
- (iv) 家族が地域社会の資源を得ることができるよう援助するための、地域社会と社会的サービス。および、
- (v) 補足的サービス。
- (B) レスパイト・ケア・サービスの全形態を含め、他の地方機関と契約ないしは協定を通して、他の中心的サービスを提供し、あるいは、その供給にむけて調整をする。
- (C) オプションのサービス、直接または契約で、サービスの購入、あるいは仲介機関との協定の利用を提供する。それは、以下のものを含む。
- (i) 育児、幼年期の成長と早期の関与サービス。
- (ii) 自給自足と生活管理技術のトレーニングへの照会。
- (iii) マンツーマン教育、読み書きの能力トレーニング、および普通科教育資格サービスの教育サービスへの照会。
- (iv) 職業訓練サービスへの照会。
- (v) 児童虐待とネグレクト防止の諸活動。
- (vi) 障害児を抱えた家族、ないしは特別なニーズが求めるサービスへの照会。
- (vii) 子どもたちの早めの発達上の選抜を含む、地域社会と社会的サービスの照会。
- (viii) ピア・カウンセリング。
- (ix) 物質の乱用〔サブスタンスアブユーズ：薬物などの依存〕のカウンセリングと処置のための照会。
- (x) ヘルプライン（緊急通報）・サービス。
- (4) 福祉サービス
「福祉サービス」という用語は、家族資源と支援プログラム活動にアクセスしたり、参加する際に、任意の家庭訪問または他の方法によって、消費者を援助するために提供されるサービスを意味している。
- (5) レスパイト・ケア・サービス
「レスパイト・ケア・サービス」という用語は、子どもたちへの通常の保護者（親、他の親戚、里親、養子関係にある親、または保護者）が一時的にいない場合に提供される短期的なケア・サービ

スを意味している。その子どもたちとは—

(A) 虐待またはネグレクトの危険にさらされている子どもである。

(B) 虐待またはネグレクトを経験したことがある子どもである。あるいは、

(C) 障害をもつ、慢性疾患の、または末期の病気にかかっている子どもである。

かかるサービスは、子どもの家の内外で提供され、短期間のケア（一年につき、数時間から数週間と変動する）であって、しかも、家族と一緒にいて、その子どもが自宅に住み、子どものコミュニティで暮らし続けることができるように意図されている。

- [1] 原文どおり。おそらく、節であるべきであろう。
[2] 原文どおり。おそらく、「資源」であるべきだろう。
5116節：予算の認可

本条項を実行するために、1997会計年度には66,000,000ドルが充当される許可を与えられている。それは、1998から2001会計年度の各年度に必要なと思われる額である。

5119節：児童虐待犯罪情報の報告

- (a) 概要
各州においては、州公認の刑事裁判機関は、児童虐待犯罪情報を、全国犯罪歴身元調査システムに報告するか、あるいは、そのシステムの児童虐待犯罪情報の索引に載せる。刑事裁判機関は、全ての重罪と重大な軽罪逮捕と決定を報告するか、索引に載せることによって、本小節の要件を充たすことができる。
- (b) 全国犯罪歴身元調査システムによる州の児童虐待犯罪記録の供給。
- (1) 1993年12月20日以後180日以内に、司法長官は、予算の許す範囲で、以下のことを行う。——
- (A) 各州の犯罪歴記録システムを詳細に調べ、そして、各州に対して、タイムテーブルを決定する。それによって州は、全国犯罪歴身元調査システムを通じオンライン上で、児童虐待犯罪を提供できる。
- (B) 州当局との協議によって、児童虐待犯罪情報の報告ないしは索引化のためのガイドラインを確立する。そこには、犯罪歴記録と本小節を実行する際の他の手続きの、書式、内容および正確さに関わるガイドラインが含まれる。および、
- (C) サブパラグラフ(A)と(B)に従ってなされた決定を、各州に通知する。
- (2) 司法長官は、各州のタイムテーブルの一部として、州が以下のことを行うよう求める。
- (A) 1993年12月20日より5年以内に、コンピュータ化された犯罪歴ファイルに、最終決定の少なくとも80パーセントを所有する。それらは、最近5年以内に起きた事件であった確認可能な全児童虐待犯罪事件として提出されたものである。
- (B) 先の5年以内に起きた事件であった確認可能な全児童虐待犯罪事件の最終決定の、少なくとも80パーセントの報告率を維持し続ける。および、
- (C) 〔裁判所〕決定の100パーセントの報告を成し遂げるための処置をとる。そこには、データの質の精査と、最終決定を欠いた記録を確認し、それらの決定を要請する刑事裁判機関への

定期的な評価が含まれる。

- (c) 連携
州公認の機関は、児童虐待の場合に専門的に協力する代わりに、児童虐待とネグレクトに関する全国センター、全国行方不明および非搾取児童センター、全国児童虐待訴追センターとの密接な連携を維持する。
- (d) 年次概要
(1) 司法長官は、児童虐待犯罪についての年次統計概要を公表する。
(2) パラグラフ(1)で記述されている年次統計概要は、特定の犠牲者、ないしは虐待容疑者の身元を明らかにするよう情報をなんら含んでいない。
- (e) 年次報告書
司法長官は、予算の入手可能性を前提として、児童虐待犯罪情報を全国犯罪歴身元調査システムに報告する際に、各々の州の進展状況の年次概要を公表する。
- (f) 児童虐待犯罪者の研究
(1) 1993年12月20日以後180日以内に、少年裁判所および少年犯罪の部局の局長長官は、有罪となった児童虐待犯罪者と他の関連情報についての、統計的に重要なサンプルに基づく研究を開始する。以下のことを決定するために—
(A) 児童虐待を含む犯罪に関して1つ以上の有罪判決を有する、有罪となった児童虐待犯罪者のパーセンテージ。
(B) 1つ以上の州での児童虐待を含む罪の有罪判決を受けて、有罪となった児童虐待犯罪者のパーセンテージ。
(C) 児童虐待の実例が、児童虐待罪以外の罪での判決の基礎を形成する範囲と方法。
(2) 1993年12月20日以後2年以内に、長官は、上院の司法委員会議長と下院の司法委員会議長に、報告書を付託する。そこには、パラグラフ(1)に従って実行された研究結果の記述と概要が含まれている。

5119a節：身元調査

- (a) 概要
(1) 州は、全国的な身元調査を要請する目的で、州の公認機関と連絡を取るために州が指名した有資格団体が求める（州法または州規則によって確立された）実効的手続きを有することができる。その身元調査は、ある提供者が犯罪者であったか否かを決定するためのものであり、その犯罪とは、子ども、熟年者、ないしは、障害者の安全と幸福に対する責任を持つうえで、扶養者としての適正に関係するものである。
(2) 公認機関は、全国犯罪歴身元調査システムを通じて、州と連邦の犯罪の歴記録にアクセスして、それをチェックし、15営業日以内に問合せに応ずる合理的努力をする。
(3) パラグラフ(1)で言及されている州の手続きがない場合、パラグラフ(1)の下で指名を受けた有資格団体は、全国犯罪的者指紋身元調査を要請するために、州の公認機関と連絡をとることができる。本パラグラフの下での身元調査を要請する有資格団体は、本節の小節(b)において述べられているガイドラインで、および全国犯罪的者指紋身元調査の要請手続きで、もしあれば、州の作ったガイドラインで、対応する。
- (b) ガイドライン
本節の小節(a)に基づいて作られた手続きは、以下

のものを必要とする。—

- (1) もしそのプロバイダーが最初に一組の指紋を提供し、以下のような申告書を完成して、署名していなければ、いかなる有資格団体も、本節の小節(a)に基づき、あるプロバイダーの身元調査を請求できない。
(A) 名前、住所、および、そのプロバイダーの（タイトル18の1028節で定められるように）有効な身分証明書に明示されている生年月日を含む申告書。
(B) そのプロバイダーは、これまで有罪判決を受けたことがないこと。および、もしこのプロバイダーが有罪判決を受けたことがある場合には、犯罪と有罪判決の詳細の記述を含む。
(C) その団体が本節の小節(a)に基づいて身元調査を請求するかもしれないことを、そのプロバイダーに通知する。
(D) パラグラフ(2)に基づき、そのプロバイダーに対し、その権利を通知する。および、
(E) 有資格団体は、身元調査が終了するに先立って、同団体がケアを行う人物に、そのプロバイダーが監督無しで接触することを拒否することを選ぶかもしれないということを、通知する。
- (2) 身元調査の対象である各プロバイダーは、以下のような権利を与えられる。
(A) いかなる身元調査報告のコピーでも入手できる権利。
(B) かかる報告に含まれるいかなる情報でも、その正確さと完全さに意義を申し立て、最終判決の前に、かかる疑問の正当性が公認機関によってなされることに関しての、迅速判決を得る権利。
- (3) 公認の機関は、決定データが不足している身元調査報告の受領に関して、完全なデータを得るために、州と地方の記録保存システムが利用可能ないかなる研究をも実施する。
- (4) 公認機関は、そのプロバイダーが、子どもたち、年輩者、または身体障害者の安全と幸福に対する責任を持つ上での、プロバイダーの適正に関係した有罪判決を下されたかどうか、あるいは起訴中であるかどうかを決定する。そして、その有資格団体に、その決定を伝える。および、
(5) 本節の小節(a)とその結果に基づいた身元調査は、公法92-544の要件に従って取り扱われる。ただし、本パラグラフ全国、本節の小節(a)(3)に従い、有資格団体が全国犯罪的者指紋身元調査のために何らかの請求をすることには適用されない、ことを除く。
- (c) 規則
(1) 司法長官は、本条項の目的遂行を求められているので、規則によって、かかる他の処置を命ずることができる。そこには、安全性、守秘性、正確さ、用途、誤用、および情報の普及、および監査と記録保管に関する処置が含まれる。
(2) 司法長官は、最大限可能な範囲で、身元調査を実行する際に利用可能な最高のテクノロジーの活用を促進する。
- (d) 責任
有資格団体は、あるプロバイダーに関する犯罪身元調査に失敗したというだけの理由での、損害賠償請求行動に責任を負わないし、州ないしそれについての政治部門も、あるいはどんな機関も、その幹部、

あるいは、それについて職員も、身元調査の対象であったプロバイダーに対抗措置をとるために、有資格団体（それ自体以外で）が失敗したことによる損害賠償請求行動に責任を負わない。

(e) 料金

1993年12月20日以後採用された州の要件に従って身元調査を行う場合に、それは有資格団体でボランティアをしている人物の指紋で管理されるが、公認の州機関と連邦捜査局（FBI）によって徴収される料金は、それぞれ、18ドルを上回らないことがある、あるいは、指紋で実施される身元調査の実際の費用、どちらも少ないが、を上回らないことがある。諸州は料金システムを確立する。それは、身元調査のための非営利団体への料金が、育児プログラムへの自発的参加を思いとどまらせないことを保証するようなシステムである。

5119b節：児童虐待犯罪情報の改善のための資金提供

(a) 削除

(b) 児童虐待犯罪情報改善のための追加的資金提供補助金

(1) 司法長官は、諸州への予算を受けて、および諸州に優先的に、以下のように使われる補助金を各州に与える。ここでの諸州とは、1993年12月20日現在、コンピュータ化された犯罪歴ファイルをもっており、確認可能な児童虐待事例の告訴と決定率の最も低いものをいう。

(A) 本条項の目的のために、犯罪歴ファイルのコンピュータ化のために使用される。

(B) 本条項の目的のために、コンピュータ化された既存の犯罪歴ファイルの改善のために使用される。

(C) 本条項の目的のために、全国犯罪歴身元調査システムへのアクセスしやすさを改善することに使用される。

(D) 本条項の目的のために、全国犯罪歴身元調査システムに、犯罪歴を伝送したり、あるいは、犯罪歴記録への索引化をする際に、州を援助することに使用される。

(E) 身元調査の際のコストの全部または一部を払うことで、州を援助することに使用される。この調査は、州が行うもので、かかる身元調査のために請求される料金額を減らすために、公的、非営利の、ないしは自発的有資格団体に雇用されているか、そこでボランティアをしている人たちに關して行われる。

(2) 1999、2000、2001と2002会計年度の間、合計20,000,000ドルが、パラグラフ(1)に基づく補助金としての許可を与えられている。

(c) 州への資金の保留

1993年12月20日以降1年間限りにおいて、司法長官は、州への予算を10パーセントまで減らすことができる。それは、1968年の総括的犯罪規則および安全ストリート法のタイトルI（U.S.C. 42の3701以下を参照）に基づく一会計年度に関する州予算であり、本条項の要件に従ってはないものである。

5119c節：定義

本条項の目的に關して――

(1) 「公認の機関」という用語は、本条項に基づいて、報告・受領、ないし広報のために、州が任命した州の部局ないし事務局を意味する。

(2) 「子ども」という用語は、州の刑事児童虐待法

の目的からみて子どもである人物を意味する。

(3) 「児童虐待犯罪」という用語は、身体的ないし精神的な傷害、性的虐待ないし搾取、ネグレクト、あるいは、ある人物による子どもへの虐待を含む、州法のもとで犯された犯罪を意味する。

(4) 「児童虐待犯罪情報」という用語は、児童虐待罪で逮捕されたこと、あるいは児童虐待罪の有罪判決を下されたことのある人物に関する諸事項を意味する。すなわち、フルネーム、人種、性別、生年月日、身長、体重、指紋、その人物が逮捕されるか有罪判決を受けた児童虐待罪または児童虐待違反についての簡単な記述、告訴の任務である。および、司法長官が規定する他の一定の情報、児童虐待罪で逮捕したり、有罪判決を下す人物の確認に際して、役に立つだろう。

(5) 「ケア」という用語は、子どもたち、年輩者、または障害者に、ケア、処置、教育、トレーニング、指導、監督またはレクリエーションを提供することを意味する。

(6) 「確認可能な児童虐待罪事件」という用語は、州公認の刑事裁判機関によって確認できる事件を意味する。そこには、それが犯罪歴記録の中に現れているように、犯罪としての法令上の列記またはレッテル表示によって照会される児童虐待犯罪が含まれている。

(7) 「障害者をもつ諸個人」という用語は、日々の生活上の仕事の一つ以上遂行するために援助を必要とする、精神的ないし身体の障害をもつ人物を意味する。

(8) 「全国犯罪歴身元調査システム」という用語は、指紋識別ないしは他の明確な確認法に基礎づけられた連邦捜査局の管理する犯罪歴記録システムを意味する。

(9) 「プロバイダー」という用語が意味するのは、以下のことである。――

(A) その人誰は――

(i) 有資格団体に雇われているか、あるいは志願した人である。

(ii) 有資格団体を所有するか、運営している人である。あるいは、

(iii) 有資格団体が育児を提供している子どもに、監督されずにアクセス権をもっているか、ないしはもっていた人である。および、

(B) 以下のような人物である。

(i) 有資格団体に雇われようとしたりするか、あるいは志願しようとしたりする人である。

(ii) 有資格団体を所有しようとしたりするか、あるいは運営しようとするかしている人である。あるいは、

(iii) 有資格団体が育児を提供している子どもに、監督されずにアクセス権をもとうとしているか、ないしはもつかもしれない人である。

(10) 「有資格団体」という用語は、公的であるか私的であるか、営利を目的とするか非営利であるか、あるいは自発的であるにせよ、ケアまたはケア幹旋サービスを提供する団体ないしは組織を意味する。そこには、ケアまたはケア幹旋サービスを提供するために、別の企業や組織に免許を与えたる、認定したりする企業または組織が含まれる。および、

(11) 「州」という用語は、一つの州、コロンビア特別区、プエルトリコ連邦、アメリカ量サモア、

ヴァージン諸島、グアムと太平洋の信託統治領を 意味する。

謝辞 本稿は英語に関して米国ハワイ州ホノルルコミュニティカレッジ幼児教育科のアイリス, J. T. サイトウ教授にスーパーバイズを受けた。長期間にわたりご指導を頂きましたことにお礼を申し上げます。

注

本稿では、法令名等の翻訳について、こどもを「子ども」(厚生労働省参照)、しょうがいを「障害」(内閣府参照)と表記致しました。

参考文献

- 上野善子. 2012, 米国の児童虐待：医療化以前の虐待認識と社会, 社会学論集 (奈良女子大学), (19) 55-72.
- . 2013, 米国児童虐待予防対策法の制定と改正について：法の制定に向けた19世紀から20世紀の社会と背景, 人間文化研究年報 (奈良女子大学), (28) 89-106.